

ご注意ください！

事業者名が記載されている就労証明書又は就労証明書に係る電子データを無断で作成し、または改変を行った時は、申請内容に虚偽があるものとして、給付認定を取り消し、教育・保育給付認定の場合は退園していただくことがあります。

上記の場合、就労証明書の押印がなくても、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪に当たる可能性があります。

就労証明書の押印は原則不要となりますが、就労証明書の提出に当たっては、これまでと同様、必ず勤務先の事業者が作成した証明書を提出してください。